

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

危機管理部関係の令和3年度当初予算案の総額は、一般会計16億9,130万2千円であります。

危機管理部では、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、台風や豪雨など自然災害が発生した際に迅速かつ的確に対応することが求められています。こうした中、市町村や防災関係機関と協力し被害を最小限に抑え、県民の皆様の安全・安心な暮らしが確保できるよう、全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止は、喫緊の最重要課題です。全国状況をみますと、年末年始以降、感染拡大が急速に進み、政府は1月7日に1都3県に、さらに1月13日に2府5県に対して緊急事態宣言を発出し、現在も10都府県で3月7日まで延長されています。

県内でも、新規陽性者数は、年が改まって以降急激に増加し、1月11日時点の直近の1週間では429人、人口10万人当たりでは21.05人と過去最多の水準となりました。1月13日には、全県の受入れ可能病床数に対する入院患者の実質的な割合が53.1%となり、また、重症者の受入れ可能病床数に対する割合は14.6%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっていたことなどから、翌14日に、全県に「医療非常事態宣言」を発出し、県民の皆様に人との接触機会を極力減らすことや高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出自粛、感染リスクの高い会食の自粛など感染防止対策の徹底を呼びかけました。

県としては、感染拡大の防止に最善を尽くすとともに、社会経済活動の制約を必要最小限にとどめるため、まん延防止対策については、できるだけ早く着手し、狭い範囲で強い措置を講じて、短期間で終了させる「早く、狭く、強く、

短く」を基本として取り組んでまいりました。

その結果、1週間の新規陽性者数が102人未満、かつ、受入可能病床数に対する入院患者の割合が25%未満となり目標を達成したことから、予定どおり今月3日に医療非常事態宣言を解除いたしました。その後、県内全域で新規陽性者の発生が落ち着いたことから、今月12日に全県の警戒レベルを2に、一昨日には1に引き下げたところです。

次に、自然災害ですが、本県は、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と連続して大規模災害に見舞われ、甚大な被害が発生しました。こうした災害から得た教訓を活かし、災害時に逃げ遅れを出さない仕組みの構築や避難所の環境改善に取り組んでまいります。

危機管理部では、令和3年度の業務執行に当たり、「令和元年東日本台風災害を踏まえた防災・減災対策の推進」、「危機管理体制の整備」、「消防対策の推進」、「防災情報基盤の整備」を施策の柱として、「いのちを守り育む県づくり」を推進するとともに、消防団の充実強化や自主防災活動への支援を通じ地域防災力の充実に取り組んでまいります。

令和3年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

危機管理部では、新型コロナウイルス感染症対策本部を運営し、総合調整等を行いながら対策を実施してまいります。

感染拡大の防止に向けては、県民一丸となつての取組が極めて重要です。「感染警戒レベル」と「医療アラート」により、圏域ごとの感染リスクの状況や、医療提供体制の負荷の状況を正しく把握し、その状況に応じ警報等のアラート

を発出してまいります。

また、事業者の皆様には、市町村等と連携し、ガイドラインに基づく適切な感染防止策の徹底を促すとともに、感染拡大が顕著に拡大している場合には、先ごろ改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法や新型コロナウイルス感染症等対策条例により、効果的なまん延防止策を実施してまいります。

次に、令和元年東日本台風災害を踏まえた防災・減災対策の推進について申し上げます。

浸水域から1700名を超える者が救助された令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、本年度実施した「逃げ遅れゼロプロジェクト」を更に強化し、住民の「自らの命は自ら守る」意識の醸成や適時適切な避難を促す仕組みづくりの推進など、避難対策の充実により逃げ遅れゼロの実現を目指します。

新たに「信州防災アプリ」（仮称）を構築し、個人の避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成を支援するとともに、デジタル版防災県民手帳の搭載やプッシュ型での防災情報の発信により住民の適切な避難行動を促してまいります。

また、現在、避難所における感染防止対策とともに、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据える中で、災害による長期避難に備え、避難所における良好な生活環境の確保が求められています。とりわけ、避難所におけるTKB（トイレ・キッチン・ベッド）は、重点的に改善することが重要であり、市町村・NPO団体等と連携し、取り組んでまいります。

新たに、快適で利用しやすい仮設トイレを避難所に設置できるよう、補助制度を創設するとともに、キッチンカー事業者やNPO団体等と連携して、温かい食事を提供する仕組みを構築するなど、様々な取組により避難所環境の向上を図って参ります。

次に、火山防災対策の推進について申し上げます。

平成26年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、これまで火山防災対策の強化に取り組んでまいりました。王滝村田の原に整備されるビジターセンター(仮称)については、噴火災害の伝承をはじめ、より一層の火山防災啓発を目的とした展示内容を具体的に検討するなど、令和4年度の開設に向けて準備を進めてまいります。また、引き続き地元自治体と連携し、火山避難施設の整備、名古屋大学御嶽山火山研究施設の運営に対する支援や、御嶽山を含む県関係7火山の火山防災協議会の運営支援等に取り組んでまいります。

次に、消防対策の推進について申し上げます。

消防防災ヘリコプターについては、平成30年に購入契約をした新機体が昨年12月2日に納機となりました。同月8日から操縦士が機体や地形に慣れるための訓練を開始し、さらに隊員の消火・救助訓練などに計画的に取り組んでいるところです。更に訓練を重ね、安全に運航ができることを見極め、早期の運航再開を目指してまいります。

また、大規模災害時に緊急消防援助隊の派遣を想定した「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」を令和3年10月に実施します。関東ブロックの各都県や県内消防本部、県警、自衛隊、DMATなどの連携による実践的な部隊運用訓練を実施することにより、県内で大規模災害が発生した場合にも、迅速、的確な受援体制を敷けるよう取り組んでまいります。

次に、防災情報基盤の整備について申し上げます。

災害時に安定した通信手段を確保し、防災情報を的確に収集・伝達するため、老朽化した防災行政無線地上系電源設備等を更新します。

以上、令和3年度の主な事業について、申し上げました。

次に、令和2年度一般会計補正予算案は、御岳県立公園御嶽山ビジターセンター（仮称）の令和4年度開設に向け、火山防災に関する展示物の製作に係る経費であります。

条例案は、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」及び「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案は、「訴えの提起について」であります。

消防防災ヘリコプターのリース契約の解除については、11月定例会においてご説明し、委員長報告においては早期の解決を目指してほしいとのご指摘をいただいたところであります。

県として、解除通知の発出後、相手方に対して協議を呼び掛けたものの、これに応じる意向がなく、協議による解決は困難となったため、運航休止期間中の賃貸借料、運航業務委託料等の損害賠償を賃貸人に対して求める訴えを提起するものです。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。